

ぐーちよきぱー

こうち男女共同参画センター

vol.7

改訂版

●介護保険制度ができた



●仕事も育児も介護も…



●家族がやるのが一番いいの？
それが愛情？

●これからの介護



ひとりで

がんばりすぎない介護

受ける人もする人も自分らしい生き方を



●ソニーさんちの場合



●職業になった介護も女性の仕事？



●介護問題はみんなの問題



介護はある日突然やってくる

もし、家族を介護することになったら…

自分が寝たきりになってしまったら… あなたはどうしますか？

介護は女性だけの役割でしょうか？



こうして介護は女性の役割になっていった

「男は仕事」「女は家庭」という性別役割分担がすすんでいったのは、明治時代に「家」制度がつくられてからのことです。「家」制度により、介護や家事労働は女性の役割という意識が社会に浸透していきました。

戦後は、高度経済成長の中で「夫は企業戦士」「妻は専業主婦」のように、性別役割分担が当たり前のことと捉えられ、女性が家族の介護を担っていったのです。



ジェンダーのツボ

●「家」制度

国家の支配秩序のため、明治民法（1898 [明治31]年施行）で戸主=家長が家族に対する大きな支配権をもち、長男が親と同居して"嫁"を迎え、家長権と家の財産を継ぐ「家」の制度化をはかりました。

戦後の民法改正により、明治民法のような「家」制度はなくなりましたが、現在でもその意識は根強く残っています。

【ジェンダーとは】

「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」「女らしく」「男らしく」といった、社会的に作られた性別のことです。

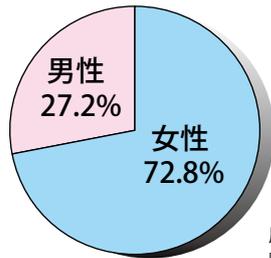
介護問題はみんなの問題

2020年には、全人口の3.4人に1人（高知県では2.8人に1人）が高齢者になると推計されています。

男性よりも長命な女性は高齢になってひとりで暮らす割合が高くなり、介護が必要になる人も男性の2倍以上います。また、介護の担い手も多くが女性で、高齢社会における介護問題は女性の人生に大きな影響を及ぼす問題です。

しかし、最近は男性の介護者も増えています。介護はみんなの問題としてとらえていきましょう。

●同居の主な介護者（介護時間がほとんど終日の者）



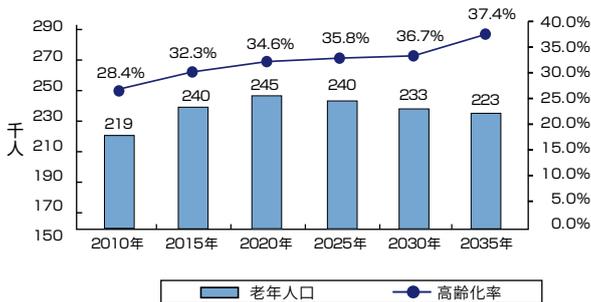
厚生労働省
「国民生活基礎調査」2010年

日本人の平均寿命

男性 79.64歳 女性 86.39歳

厚生労働省「簡易生命表」2010年

●高齢者の将来推計人口（高知県）



2007年 国立社会保障・人口問題研究所

遠い過去の話ではないのです 模範嫁表彰

明治末頃から舅姑や夫の介護に尽くした女性の表彰が各地で盛んに行われました。

高知県でも、「長年にわたって老人の介護をし、その献身的な行動が他の社会一般の模範となるような嫁を表彰し、これを讃え日頃の労苦に報いるとともに、敬老に対する県民一般の認識を高める」という目的で、介護をしている嫁を表彰する制度（1970年から1985年まで「模範嫁」表彰、1986年から1993年まで「優良介護家族」表彰）がありました。

表彰された模範嫁たちが、ますます介護をひとりで背負わなくてはならなくなった現状や、その時の思いを「高知女性の会」が『模範嫁を訪ねて』という冊子にまとめました。



仕事も育児も介護も…



働く女性が増加し、家庭にいる女性たちの社会活動もめざましく、その生き方は多様化してきました。

「男は仕事」「女は家庭」という意識は変わりつつありますが、30代の女性の労働力率は相変わらず落ち込む傾向が続いています。働く女性にとっては「家庭と仕事の両立」をいかにうまく成し遂げるかということが仕事を続ける上で大きな課題となっているのです。

出産、育児を乗り越え働き続けてきた女性たちが、次に悩まされるのが「介護」に直面したときなのです。

●介護休業・休暇制度

1995年、育児休業法を一部改正し、介護休業制度の創設等を含む改正育児・介護休業法が成立しました。1999年度から全企業や自治体に介護休業制度の導入が義務づけられています。

2005年には、制度の内容はこれまでの仕事と家庭の両立支援をさらに拡大する方向に改正され、また2009年の改正では、介護休暇制度が創設されました。

【対象労働者】 一般的な労働者の他、休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者(有期契約労働者)もとることができます。

【取得回数と期間】 要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業をとることができます。休業期間は通算して(のべ)93日までです。

【対象範囲】 配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫。

介護休暇

要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日取得できます。



介護は家族がやるのが一番いいの？ それが愛情？

“老・老介護”といわれるように、介護する人も高齢化しています。介護の長期化による共倒れも起きています。また、男性の介護者も年々増加しており、現在は4人に1人の割合で男性が介護をしています。男性は家事に不慣れであることが多く、相談できる相手を見つけにくいなど、孤立しがちです。

介護は家族がやるのが一番いいといわれてきましたが、現実には介護者はさまざまな不安を抱えて介護をしており、介護殺人、無理心中、高齢者虐待などの事例は後を絶ちません。

高齢者虐待の増加を受け、2005年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（「高齢者虐待防止法」）が制定され、虐待の発生予防に努めることや虐待防止の啓発活動が国及び地方公共団体に義務付けられました。

加害者の41%が被害者の息子

高齢者虐待の全国調査

家庭・施設

ケアマネジャーがみた虐待の内容

殴る、ベッドに縛り付ける
身体的虐待63%

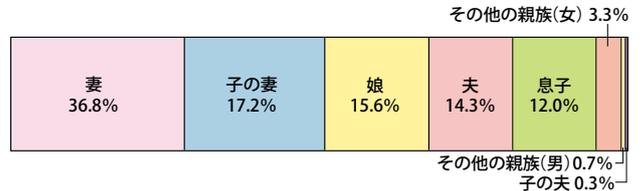
食事を与えないなど介護放棄

怒鳴る、無視する

●同居の主な介護者の年代

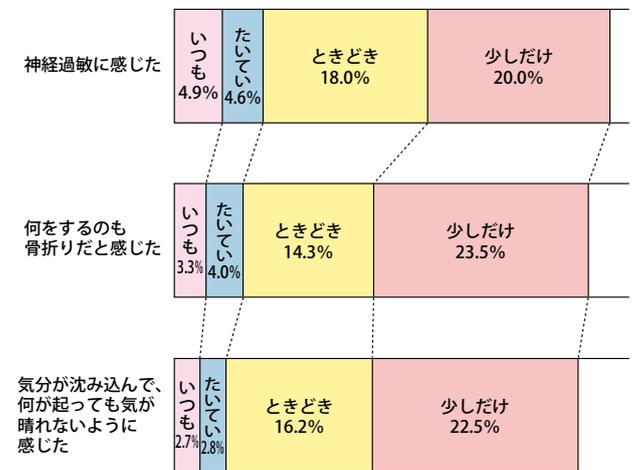


●同居の主な介護者と介護を要する者との続柄 (介護時間がほとんど終日の者)



厚生労働省「国民生活基礎調査」2010年

●同居の主な介護者のこころの状態



厚生労働省「国民生活基礎調査」2007年

がんばろうは言わないで、ほつほつやらないかん

介護をしています

介護者のつどい「ひまわり会」
代表者 武田梅子さん

私自身、母を20年程介護しています。始めは母と気持ちがかみあわず、介護に振り回される毎日でした。仕事は思うようにできない、身体は疲れるしストレスはたまる、落ち込んだり鬱になったりいろいろなことがありました。後悔することも多いです。本当に解放されるのは、悲しいけれど、母が亡くなった時だろうな…と思います。

そんな気持ちを抱えて悩んでいた時、介護者のつどいに誘われ参加し、同じ立場の人の話を聞き、涙し、勇気づけられ少しは余裕が持てるようになりました。

様々な経験から思うのは、『介護者が健康でないといふ介護はできない』ということです。家に閉じこもらず、どうしてもやらないかんと思わずにそこそこやっていくことです。そうせんと続きません。

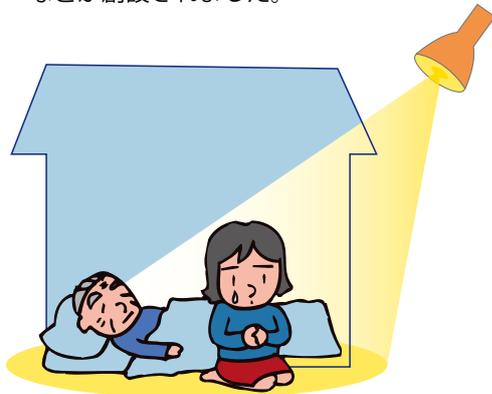
※厚生労働省2009年の調査をもとに制作しました。

介護の社会化～介護保険制度ができた～

介護悲劇、介護地獄の問題をなくすためには「お互いに無理を重ねる家族介護」ではなく「在宅サービスを適切に活用する家族介護」が必要です。これが、介護の社会化でもあります。

こうした背景の中で1980年代後半からショートステイ、ホームヘルパー、デイサービスを中心とする在宅福祉サービスが整備され、1997年には介護保険法が制定されました。(2000年施行) これによって今まで家庭内で抱え込んでいた重い介護負担を、社会全体で支えていこうというしくみができあがりました。介護保険制度には、これまで密室で行われていた介護に光をあてる「サーチライト効果」があるともいわれています。

2005年には介護保険制度が改正されました。介護予防を重視する制度に方向転換し、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように支援する地域密着型サービスや、地域包括支援センターなどが創設されました。



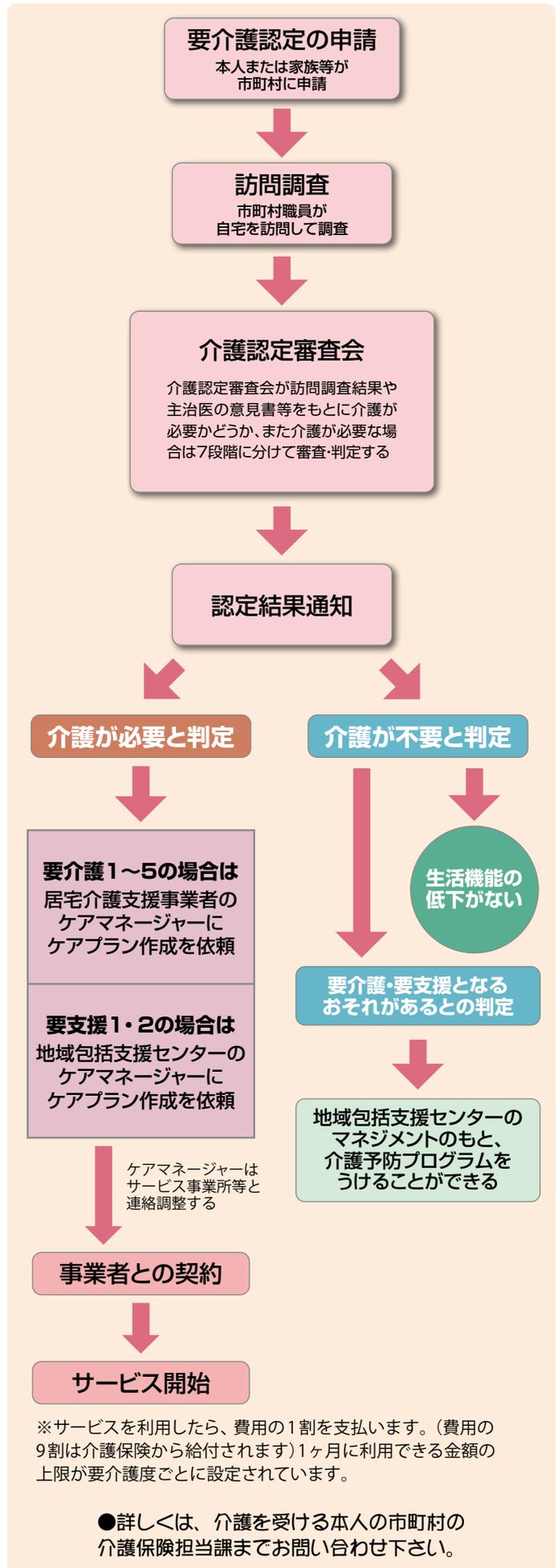
介護保険制度ってどんな制度？

介護保険は市町村が保険者として運営し、国・都道府県がそれを支えます。

財政は国・都道府県・市町村の公費と私たちから集められる保険料でまかなわれています。

- 介護保険の対象者は40歳以上のすべての人です。
- 介護サービスを受けられる人は、年齢65歳以上の第1号被保険者で、要介護・要支援認定を受けた人。
40～64歳の第2号被保険者のうち医療保険に加入している人で、老化が原因とされる病気(特定疾病)によって、介護や支援が必要となり要介護・要支援認定を受けた人。
- 介護保険料は各市町村がサービス水準に見合った基準額を設け、所得に応じて6段階以上に設定されています。高知市を例にとると第1号被保険者の平成21～23年度の基準額は、月額4,577円です。
- 納付方法は、第1号被保険者は原則として年金からの天引きとなり、第2号被保険者は医療保険に介護保険料も併せて納めます。

介護保険利用の流れ



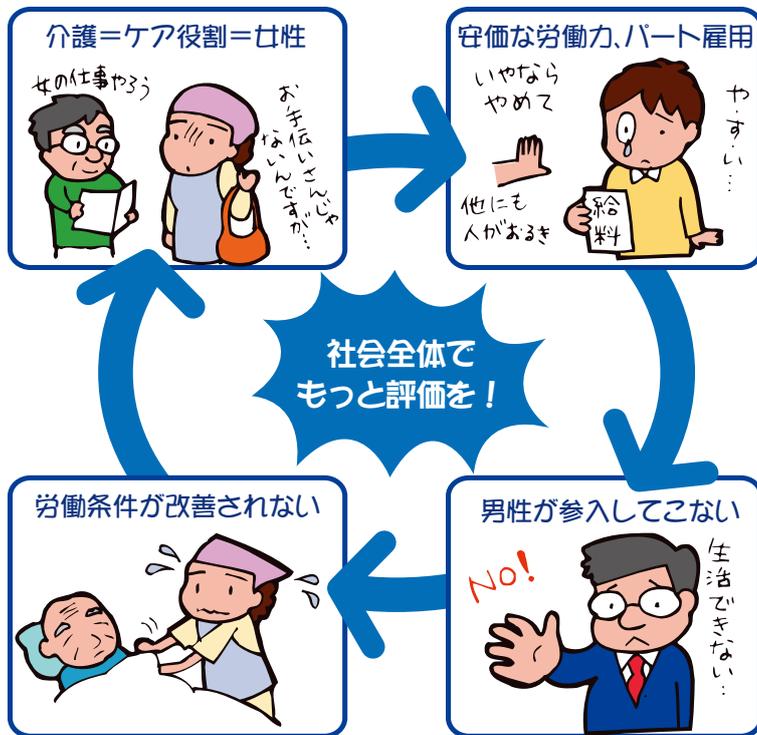
職業になった介護もやはり女性の仕事？

日本の社会福祉の構造は女性の無償労働や低賃金労働を前提に成り立っているといわれています。雇用条件などが不安定であるため男性の参入が少なく、介護保険の実施体制を支えるホームヘルパーの受け皿には主に家庭の主婦が活用されているのが現状です。

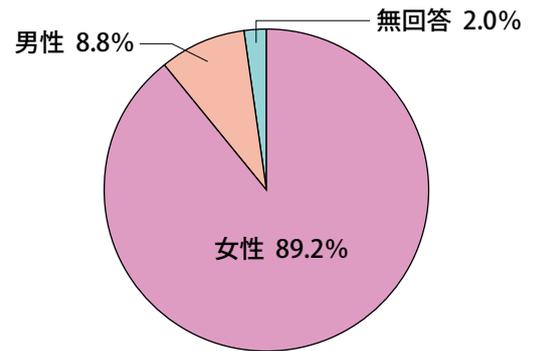
また、「食事・入浴・排泄」の3大ケアは女性のホームヘルパーを希望する利用者も多く、「介護・家事」は女性の仕事といった思いこみがあります。

家事援助を含む介護の仕事は、誰にでもできる単純な労働ではありません。介護を受ける人の精神面も含めたトータルな生活をケアする専門性の高い仕事です。それに見合う評価と報酬を伴う仕事にしていくことが今後の課題といえるでしょう。

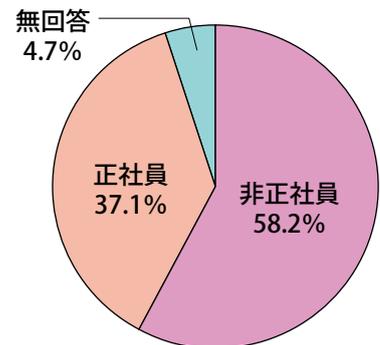
●介護労働のサイクル～こうして女性の仕事に～



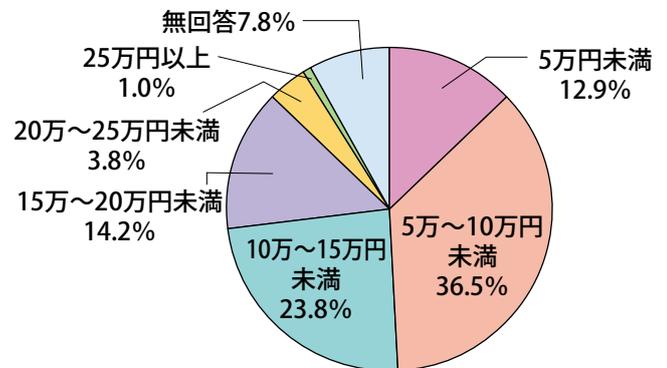
●ホームヘルパーの性別



●ホームヘルパーの正社員・非正社員比



●非正社員のホームヘルパーの月収(税込み)



財団法人介護労働安定センター
2010年度「介護労働実態調査」

介護の現場から

誰かのために役に立ちたい やりがいのある仕事です

中田洋子さん
ホームヘルパー歴12年/
サービスユニオン組合員

誰かのために役に立ちたいという気持ちで、この仕事につきました。お年寄り、私たちが来るのを待っていてくれて、とてもやりがいのある仕事です。利用者の10人中7人が女性です。

不満といえば、事業所によって介護に対する方針の違いがあることでしょうか。たとえば、いくらこの人のためにしてあげたいと思っても、事業所から禁止されている事項が細かくあることです。また、介護するお宅に移動する時間や介護の記録を書く時間も本当は給与が出るはずですが、パートには出さない事業所も多いですよ。

それぞれのヘルパーがいろいろな事情を抱えて仕事についていますが、私の知っているかぎりでは使命感に燃えている人が多いです。でも、多くのヘルパーが登録制という立場で入れ替わりが激しく、雇用は不安定です。以前、男性のヘルパーが常勤で力のある仕事を中心に働いていましたが、家事労働は女性を望むことが多く、やめていきましたね。

身内で足りない分をヘルパーが補うのが理想ですが、ヘルパーが家庭にはいることによって、お年寄りから家族が遠のいていくような寂しさを感じることもあります。介護は任せても、コミュニケーションは、とってほしいと思います。

行政から

介護サービスの要はケアプラン、目的を明確に

高知市健康福祉部介護保険課
田中弘訓さん

介護保険を上手に利用するには、まず、本人・家族が、介護サービスの基礎「ケアプラン」を、ケアマネージャーと共に作り上げること。次に、その内容をサービス事業者、十分に理解してもらうことが重要です。

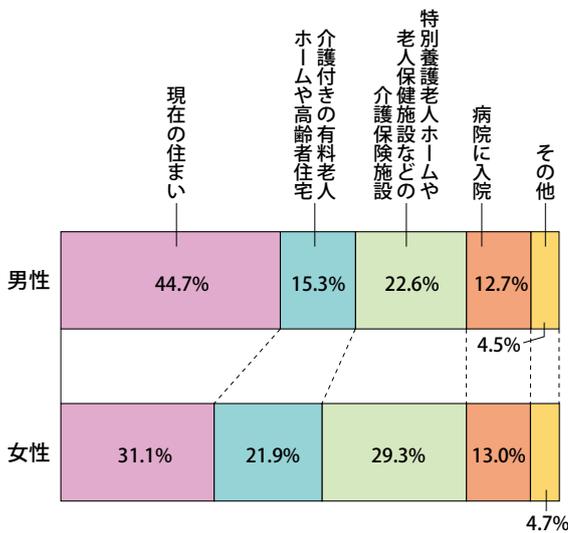
介護が必要となる要因は、認知症や脳梗塞などによる心身機能の障害、老衰による身体機能の低下など様々で、その状態によって利用するサービスの種類や内容は異なります。しかし、介護サービスを利用する時間は限定的ですので、具体的なサービスの提供方法や内容、目指す目標についてケアマネージャーと十分話し合いケアプランを作り上げることが必要です。

例えば、「自分でトイレに行けるように」や「おはしで

食事できるように」など、本人の機能が回復し、もとの過ごし方に近づくことができるようなサービスをオーダーしましょう。それは、家族が介護にかかる時間を少なくし、負担軽減を目指すものでもあります。サービスの利用を始めたら、その効果について定期的にケアマネージャーやサービス事業者と話し合しましょう。従業員の介護技術のレベルアップを図るとともに、事業者の力量アップにつながります。

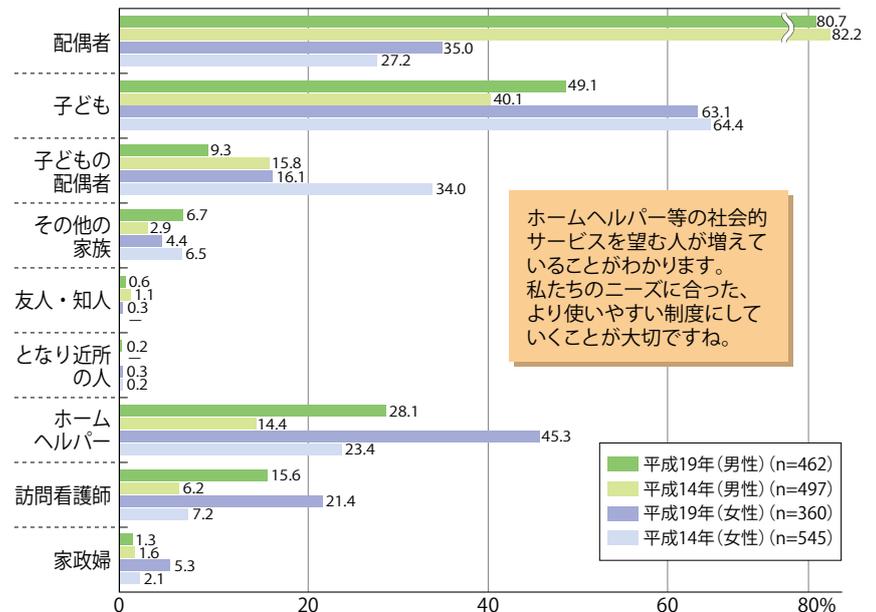
日本人の平均寿命は年々延びています。これからはみんなが、それぞれの健康寿命（日常を元気で自立して過ごす期間）を延ばす工夫をし、地域で互いに支えあう仕組み作りが重要な取組ではないでしょうか。

●自分自身が介護を受けたい場所



内閣府「介護保険制度に関する世論調査」2010年

●介護を頼みたい相手



ホームヘルパー等の社会的サービスを望む人が増えていることがわかります。私たちのニーズに合った、より使いやすい制度にしていけることが大切です。

内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」2007年（注）調査対象は、全国65歳以上の男女

介護の現場から

社会的介護の中での家族の役割は…

認知症の人と家族の会高知県支部代表
デイホーム鏡川・デイサービスきらら運営

佐藤政子さん

介護保険が実施されて約10年が経ち、社会に定着してきた感じはあります。今までひとりで抱え込んで家の中に隠してきた介護が、外に見えてきたことはとても良かったことです。

しかし反対に家族が権利ばかりを主張して、社会にまかせきりになっているのが気になります。もちろん家族の1人に比重がかかるのはおかしいことですが、家族は介護についてもっと話し合いをして、常にかかわっていくことが大切です。どんなにいい制度ができて使う側が自覚をもっていないといきません。家族の中でお年寄りや子どもを切り捨てることなく、弱者を大事にしていかなければなりません。

またこれからの介護保険制度は予防ということに重点を置けますが、そういった予防のための事業に男性がどう参加し

ていくかということが、大きな問題だと思っています。

女性はしたたかに生き活きと生きるすべを知っていますが、男性は退職して地域の一員になった時、外に出て行けずに社会から取り残されがちです。参加しても特別な存在として扱われなければがまんできない人が多いのです。生き方考え方は認知症になっても変わらず、女性は非常に苦労します。

これは男性だけの問題ではなく、女性も気づかなければなりません。女性が経済力を持ち、家庭の中地域の中できちんと発言できるように自立し、男性も仕事だけでなく家事や地域活動も大切にしながら生きることです。次代を担う子どもたちも、自立した生き方ができるように育てていくことが大切です。



広げようつながりの 輪・和・話

家族 みんなで支えよう



誰か一人だけに任せてしまつてはななく、一緒に考え、女性も男性も介護や家事を分担し、家族みんなで協力しましょう。

介護を担うと誰でも、大きな不安を感じます。時には憎しみやいらだち、つらい思いを抱くものです。介護を受ける側もこれまでできていたことができない自分へのもどかしさや自信の喪失、社会や家庭での役割を失っていく中での孤立感などを感じることもあります。

ますます高齢化がすすみ、家族の形態や女性の働き方が変化したことや、介護保険制度が導入されたことなどにより、介護をとりまく環境は大きく変わってきています。これからの「介護」を考える時に大切なことは、家族の誰かが犠牲になるのではなく、「人と地域と社会サービス」がバランスよくつながって、みんなで支えていくことではないでしょうか。

私たちはいつ介護をする側受ける側になるかもしれません。その時誰もが、自分らしい生き方を選ぶことができる社会を作っていきたいですね。

いくつになっても 自分らしく 老いの尊厳が保たれる生き方を



自分の人生に誇りを持ち、老いを自分らしく生きるためには、まわりもその気持ちを大事にしましょう。

社会サービス を上手に利用しよう



介護者がいきいきと介護をするためにまた、介護を受ける人が今ある能力を保つために社会サービスを上手に活用していきましょう。

地域 でつながろう



誰もが気持ちよく生活を送れるように地域で見守りましょう。

ひと声かけてくれる人がいるだけで、乗り越えられることが増えます。

こんな制度も あります

「成年後見制度」

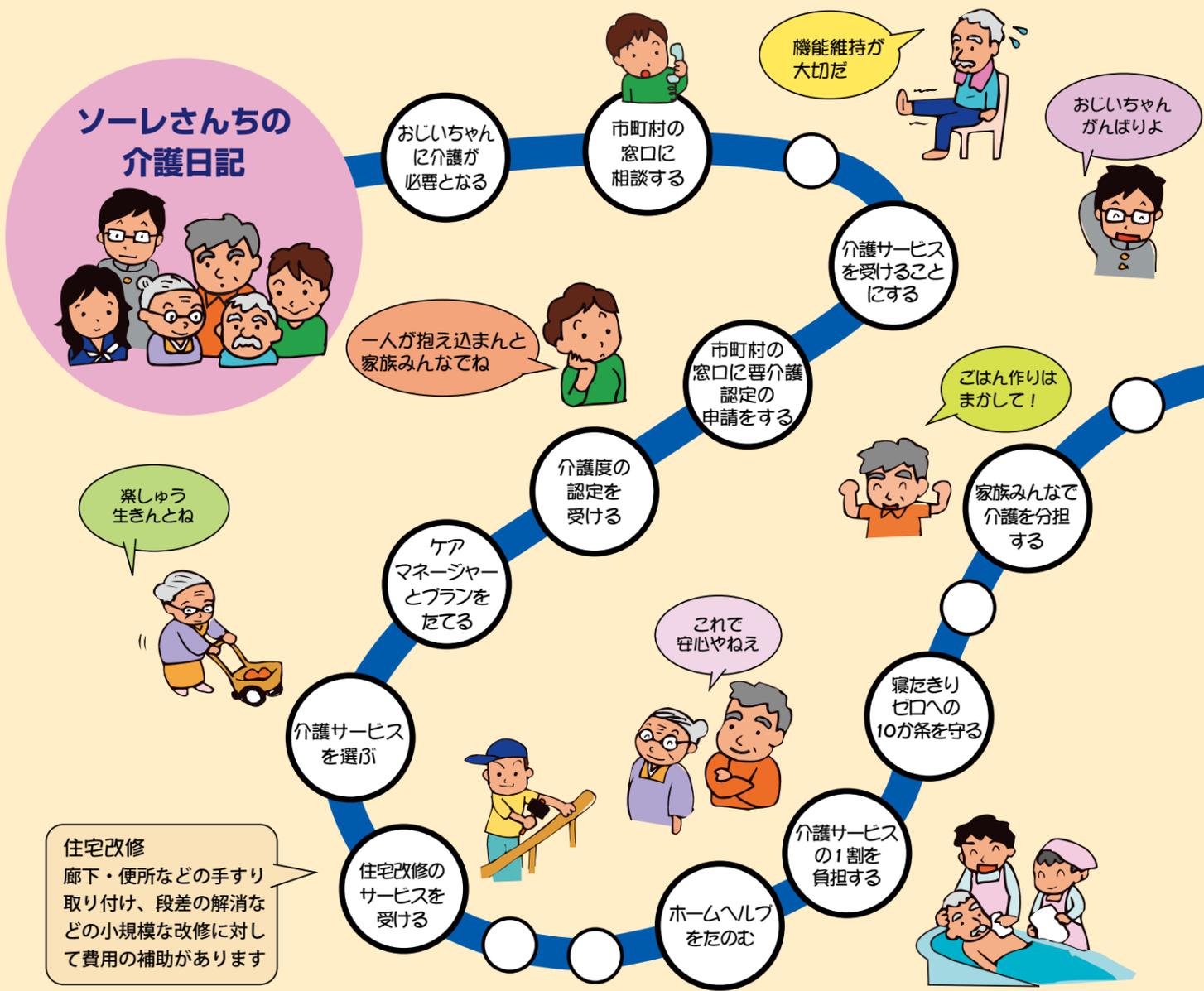
判断力の衰えた高齢者や知的障害のある方、精神障害などの判断能力が不十分な方の契約や財産管理を後見人が手助けする制度。自分で後見人を選ぶ「任意後見」と、親族や市町村長が家庭裁判所に申し立てる「法定後見」があります。2000年4月に介護保険制度とともにスタートしました。

【問い合わせ】高知家庭裁判所 ☎088-822-0340

介護現場で 働く人たち

- **介護福祉士** —— 《国家資格》高齢者や身体障害者が安心して日常生活が送れるよう、食事・入浴・排泄などの援助を行い社会参加ができるように支援します。
- **ホームヘルパー** —— 自宅で暮らす高齢者や日常生活に不都合を感じる人の生活全体を支援します。(訪問介護員)
- **ケアマネージャー** —— 本人や家族からの相談に応じ、適切なサービスを利用できるようにケアプランを作成し各種連絡調整や手続きを行います。(介護支援専門員)

みんなが自分らしく生きるために～ソーレさんちの場合～



社団法人「認知症の人と家族の会高知県支部」
 認知症の人を介護している家族、認知症の介護に携わっている専門職、認知症に関わる医療職や研究者、認知症に関心のある人、ボランティアなどが会員です。毎月講演会、相談会などの家族のつどいを開いています。
 ☎/FAX088-821-2694



ショートステイ（短期入所療養介護）
 介護老人保健施設、医療施設に短期入所し、機能訓練、必要な医療、日常生活の援助を受けます。



デイサービス（通所介護）
 デイサービスセンターなどに通い、入浴・食事・健康チェック・日常動作訓練サービスを受けます。



宅老所
 家に閉じこもりがちな高齢者などが、地域にある民家や老人福祉センターなどで気軽に集い交流し自由な時間を過ごします。



グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
 比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、少人数で共同生活をおくる住居で、介護や生活上の援助を受けながら生活します。



特別養護老人ホーム（特養）
 常に介護を必要とし、自宅で生活することが困難な人が入所する施設です。



介護老人保健施設（老健）
 病状が安定した要介護者が、家庭に戻れるよう、機能訓練や医療・介護を行う施設です。



介護療養型医療施設（療養型病床群）
 一般病院に比べて病室面積が広く、機能訓練室・食堂・浴室などがあって、療養環境が整った医療施設です。

*ここに掲載した内容は一例です。介護保険サービス、高齢者サービスについては、市町村によって異なりますので詳しくは各市町村にお問い合わせ下さい。

介護者のつどい「ひまわり会」
 介護に関心のある高知市民ならどなたでも入会可。情報交換や交流をしています。
 連絡先 武田梅子
 ☎088-833-3001



- 寝たきりゼロへの10か条**
- 第1条 脳卒中と骨折予防
寝たきりゼロへの第一歩
 - 第2条 寝たきりは寝かせきりから作られる
過度の安静逆効果
 - 第3条 リハビリは早期開始が効果的
始めようベッドの上から訓練を
 - 第4条 暮らしの中でのリハビリは
食事と排泄、着替えから
 - 第5条 朝起きてまずは着替えて身だしなみ
寝・食分けて生活にメリハリ
 - 第6条 「手は出しすぎず目は離さず」が
介護の基本
自立の気持ちを大切に
 - 第7条 ベッドから移ろう移そう車いす
行動広げる機器の活用
 - 第8条 手すりつけ段差をなくし住みやすく
アイデア生かした住まいの改善
 - 第9条 家庭（うち）でも社会（そと）でも
よろこび見つけ
みんなで防ごう閉じこもり
 - 第10条 進んで利用機能訓練デイサービス
寝たきりなくす人の和地域の輪
- 厚生省発表1991年



こんな介護もありますよ **たいへんな介護のなかにもユーモラスな親子のやりとりが…**
介護について描きためたマンガを本にして出版 田島敬之（高知市）

私は自宅が仕事場でしたし、家事全般、身の回りの事は一応できる男だったので、母が倒れて介護が必要になった時でも、うろたえながらもどうにか母の世話ができたんだろうと思います。けれども、母の生活のペースと母自身の全てが私に委ねられているという母子逆転の状況には慣れることができず、不安と自己葛藤から心の疲れを溜めていきました。この辛さは介護される母も感じていたようです。

そんな時、古い友人が「母と息子のやりとりを描いてみたら!？」と提案してくれました。母の介護がはじまって以来、絵を描く自分の時間が無くなっていましたが、それが埋められるかもしれない…と思い、早速母のことを漫画風に描き続けました。圧倒的にしんどかった介護生活は3年間で終わってしまいました。母を看取った後、しばらくは大きな喪失感を抱え込みましたが、徐々に自分の生活のペースができた今、思う事、母を看れたことで一番大きかったことは、『自分の限界』を思い知ったことです。人間はどんな時でも、自分自身を大切に、全体的に自分流に生きてらえい…という強さを教えてもらったような気がします。
 「めっそう利口ないき、気持ちだけでもすっきりししょかんといかんぞね」という母の声が聞こえるようです。



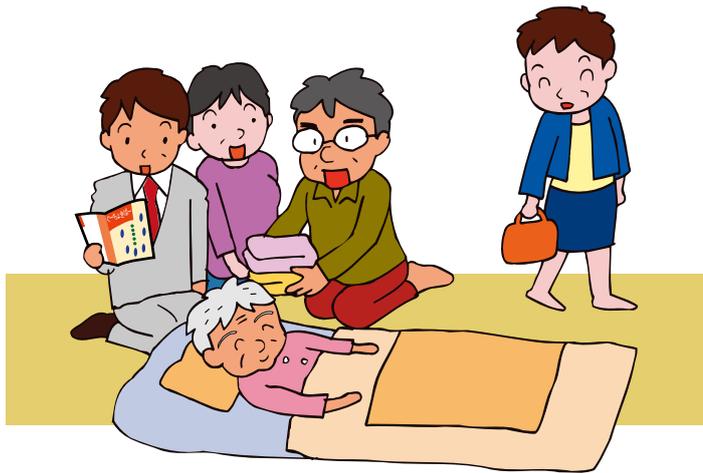
「あてが主人公」より



物事には両面がある
ぐーちょきぱーの関係のように

.....

ひとつの手のひらがいろんな形をつくれます。
私たちがあたり前とと思っていることを
別の面から見たら、違うものが見えてくるかもしれません。
「ぐーちょきぱー」は
女性問題をさまざまな角度からひもとき
あなたと共に考えます。



2005年（平成17年）3月発行 2011年（平成23年）10月改訂

こうち男女共同参画センター「ソール」

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地

☎088-873-9100 FAX：088-873-9292

ホームページ：http://www.sole-kochi.or.jp

E-メール：sole@sole-kochi.or.jp

2005年版原稿作成：まあるい心ちゃれんじどの応援団

私たちは障害児・者を「ちゃれんじど」と呼びます。「ちゃれんじど」とは「神からの挑戦という課題、あるいはチャンスにあたえられた」人を意味し、障害をマイナスとのみ捉えるのではなく、障害を持つゆえに体験するさまざまな事象を、自分のため、あるいは社会のためポジティブに生かしていこうという思いを込めた呼び名です。親や家族、教育・福祉関係者が集まり、ちゃれんじどが親亡き後も、少しでも安心して暮らせる仕組みづくりをめざして活動しています。

2011年改訂版：こうち男女共同参画センター「ソール」

参考図書 「フェミニスト福祉政策原論」杉本貴代栄／「みんなが主役・新介護時代」沖藤典子
取材協力 高知家庭裁判所、高知県高齢者福祉課、高知県福祉交流プラザ、高知市介護保険課、日本労働組合総連合会、自治労高知県本部、南の風社

GU-CHO-KI-PA